

農業センサスにおける「定義」の問題

——センサスにおける定義研究の方法と耕地概念への適用——

児 島 俊 弘

はじめに

この試論の内容は、農業センサスにおける「定義」を作る方法についてまとめたものである。統計実務の中で考えていたことを整理したものでまだ初歩の域を出ない。このような方法を定式化する必要は、センサスの仕事をやつているといつでもつきまとつてくるのであるが、この部面の研究は未開拓であつて実務担当者はただ経験と勘にたよつて仕事を進めている。戦後、標本調査法の研究は大変に発展したが、統計調査の基礎となる「定義」の研究はあまり盛んとはいえないし、面接法などの調査技術の研究も農業センサス自体の問題としては充分でない。外部での研究業績もそのために、消化し取り入れることが難かしい状態にある。

そうかといつて農業センサスの企画が貧しいかという点、反対に極めて活潑であつて、おそらく世界のどの国も統計調査では試みなかつたと思われ、いくつかの調査を実施している。その意味では大いに進歩している。けれども基礎部門の研究が不十分な状態と、高度な問題意識を導き入れて盛沢山な調査を行うことは矛盾するのであつて、どこかでその頭デッカチな体系が破綻する危険がある。現在はその反省を行う時期であるように思う。この試論はその

ような反省もふくめて基礎的な部門をとりあげてみたのである。

これは農業センサスにおける「定義」の研究方法、詳しくいえば、定義を作る場合に一つの基準となるような方法の問題である。方法の一般をとりあげるほどこのような研究が進んでいないので、「耕地の定義」という具体的な問題の中で定義研究の方法を考えていくことにした。

一、センサスにおける「定義」の問題

農業センサスで調査対象を考える場合に、まず最初に問題となるのは「定義」である。たとえば「土地」を調査対象とするばあいには、「耕地」、「田」、「畑」などの定義をきめなければならない。この例では、土地を利用形態によって分類する場合の「定義」となる。

土地をその所有形態によつて分類するとすれば「所有地」、「借入地」、「共有地」などの定義が必要となる。

「定義」を作ることは形式的な手続きの問題にすぎないように見えるかもしれない。実際に統計調査の歴史の上では定義が形式的に作られている例は少くない。けれども、そのことは定義が形式的な手続きとして取あつかわれて良いということの意味するものではない。

農業センサスの（一般に統計調査の、といつてもよいが）定義は、一定の観点に立つて調査対象の本質と限界とを示すものである。そこで定義はまずその統計調査が何の問題としているか、あるいは何をとらえようとしているか、別な言葉でいえば「問題意識」あるいはその統計調査の「課題」と密接な関連がなければならぬ。どんな統計調査も漠然と人を数え土地を測るといふものではない。何を掴むことが必要か、という具体的な要求と、それによつて

「どんな問題を明らかにしようとするか」という問題意識とを中心にして、全調査の体系が組み立てられるのが現代の統計調査である。⁽¹⁾

従つて「定義」は統計調査の全体系の中で一定の位置をあたえられる。定義の内容は統計調査の「課題」によつて規定されるものである。(統計調査の「課題」と言つたのは、調査項目に関する「要求」と、それによつて説明しようとする問題の提起、つまり「問題意識」とをあわせた意味である。ここではその意味で、課題という言葉を使ひたいと思う。)

実際には統計調査の「課題」と、そこで行われる「定義」との間に深い論理的なつながりを見出すことは容易ではない。その理由は、(一)定義が一度作られると固定する傾向にあること、(二)定義が調査上の形式的な手続きとして便宜的に取あつかわれることが多いこと、の二つによると思う。

定義の固定化は、ある程度統計調査に固有な、さけることの難かしい傾向である。なぜならば、統計数字は利用者によつて時系列の解析に耐えることを要求される。定義が変わることは、統計結果が時系列に続かなくなることの意味する。

しかし、統計調査の「課題」はいつもその時点における課題であつて歴史性をもっている。直接にはその時の国の政策、行政の要求を反映するし、間接には社会のさまざまな部門(学界をふくめて)の要求を反映する。また、統計調査自体の発展の中で提起されてくる統計に独自の要求をも反映するであろう。統計調査の課題が歴史性をもつとすれば、それに規定される定義もまた歴史性をもつのは当然であろう。この定義の歴史性は、たしかに統計結果を時系列解析に用いようという利用者にとつては不便である。それがよく「統計の非連続」として非難されるのである。

けれども、定義の変更は意味なく行われるわけではない。多くの場合に充分な理由がある。それは統計調査自体の

新らしい發展をあらわすことが多い。つまり、(一)社会・經濟現象の統計的な摺み方が理論的な整理によつてより正確になつたか、または、(二)社会經濟的な大きな變動によつて新らしい摺み方を必要とするようになったか、のどちらかであつて、理論的な發展、あるいは經濟自体の構造変化に対応する統計的把握方法の發展を示すものといつてよい。

「変らない統計」よりも、「変る統計」の方が積極的な態度——社会現象をその本質にせまつて把握しようとする意欲——を表現していると思う。

もつとも、このような意欲は軽はずみに、氣ままに企画の上に現わされてよいものでないことはいふまでもない。ここに一つの例がある。それは国の内部から強い要求としてでてきたものではなくて、国外からの政治的強制(占領状態)として提示され變更の例である。一九五〇年世界農業センサスにおける農用地基準の經營規模分類と自小作別農家分類は、統計結果の利用上に混乱をおこした。農用地による經營規模分類は日本農業の実態把握の要求から生れたのではなく、国際比較というFAOの要求を、日本農業の実態に適合しない方法で機械的に未消化のまま採用しなければならなかつた当時の政治状態から生れたものである。そして農用地基準の採用によつて實際に国際比較が可能になつたかという、それも中途半端なものに終つた。

農用地基準の自小作農家分類は、農地改革後の重要な時期についての自小作農家数の動きを不明瞭なものとしてしまつた。農用地基準の自小作分類は、耕地基準のそれよりも自作部分の比重が高く出るとは分つてゐるが、その程度を数量的に確定できないので、他の調査との比較の上で難かしい問題を残した。(この批判は、しかし、農用地概念そのものを無用なものではない。この点については二章の(2)でべる。)

また、国の内部から生れた課題であつてもその問題意識が統計調査の技術水準とはなはだかけはなれていて、高度

で複雑な形で提起され、調査技術上充分消化しきれないままにもちこまれる場合にも、予期した充分な成果は得られ
ない。

センサスはそれ自体の「合法性」というようなものをもつていて、机上で考えたことがその通り結果として実現
するとは限らない。このセンサス自体の合法性を無視すると、問題意識と調査技術との間にサケ目を作ることにな
りかねない。昭和三十年臨時農業基本調査には、部分的にこのようなサケ目があるように思う。

このサケ目を埋めるには、センサスの合法性の中で「課題」に適合した方向に調査技術を高める方法を考える以
外に道はない。ここにセンサスの合法性といつたのは、センサスの企画から、組織を通じての伝達・調査・集計の
全過程——それはぼう大な、多数の人間集団の社会的活動である——に働く法則のことで、それは社会学・社会心理学の手
法の助けを借りて明らかにできると私は思う。このセンサスに内在する法則を定式化する研究はほとんど開かれてい
ないが、この領域の研究をひろげなくては定義や農家分類だけを精密にしても、指をひろげて水をすくうのと同じこ
とになると思う。しかし、それはいま当面の問題ではない。

ただ、定義はいつでもその統計調査の技術水準（調査技術の水準）に規定されるのであるから、定義の研究はまたセ
ンサスの全過程に働らくそれ自体の法則の研究とも関連しなければならぬ。この点は、あとでのべるように農学や
経済学における概念規定とセンサスにおける概念規定（定義）とちがう点である。

センサスの定義は、定義だけがセンサス調査の全体系の水準と離れてひとり精密に複雑になつても意味がない。ま
た逆にセンサスの定義の研究が深まり、調査対象の本質を統計調査の観点からもつと明確に、単純に表現できるよう
になれば、それはセンサスの全体系に影響して調査技術上の改善をひきおこすようにもなる。「定義」はセンサス調

査の技術水準と相互に制約しあつていふといえよう。

この問題も別の機会にゆずつて、ここでは「定義」全体の研究方法に限定しよう。

農業センサスにおける定義は一つの場合に限定される場合に從わなければならない論理学の法則にたよらなければならぬことは明らかである。けれども、これまで定義がどのような論理に從つて組み立てられてゐるかということはあまり問題とされてゐないようである。私は「定義を作る」方法を研究してそれを一般化してゆくには、やはり定義の論理的な構造という問題を考へてみなければならぬと思う。二章の(1)で「定義の論理的な構造」をとりあげたのはそのためである。

その場合に、農業センサスにおける定義を他の科学部門、たとえば土地分類ならば農学や地理学の土地分類の定義と比較して研究する方法はどうであろうか。

私は比較の方法によつて研究することは部分的に有用ではあるが、全面的に農業センサスの定義研究方法の基礎とすることはできないと思う。なぜならば、農業センサスにおける「定義」は前にのべたように、一方では提示されてゐる課題に適確に答へるために調査対象の本質を規定することであるが、同時にそこで行われる調査技術の水準に適合した形で、末端の調査員が調査対象の認識をあやまらないような命題として述べられることが必要だからである。言いかえれば、そのセンサス体系の一部分として一定の論理的な正確さが必要であり、同時に調査員の理解に適合してゐなければならぬのである。その意味でセンサスの定義には高度の理論性と高度の実践性とが要求されるとも言えよう。これまで、実践性ということを単純に「分りやすさ」と考へ勝ちであつた。それは定義を便宜的にきめる一つの口実ともなつていたように思う。「分りやすさ」というのは、専門語で述べられた命題を平易な通俗語に言いか

えればよいということではない。そのようにして作られた定義は、あいまいであつて實際の利用に不便である。『分り易さ』というのは、普通の調査員（大部分は農民である）の発想法・用語法の中から理論的に定式化された対象の本質規定に直ちに、または近似的に対応するものを見つけ出して、その言葉でのべることであると思う。特に現在の日本で行われる農業センサスの予算規模ではアメリカのように調査員の訓練は難かしいから、教育によつて理解を深める方法をとれない。そこで相手方の理解に近づく方法、相手方の理解のワクの中で正しく表現する方法を、こちらの側で研究する外にない。⁽²⁾

もつとも、「定義」の研究の第一段階、つまり理論的に対象の概念規定をしてゆく段階では、とりあえずこの実践的な問題は切りはなすことはできる。それを切りはなしたとしても、比較法を研究法の中心におくことはできない。なぜならば、センサスにおける定義ははじめにのべたように、いつも課題との関連で行われなければならないから（別ないい方をすれば、問題意識と定義との間には論理的なつながりがなければならないから）、問題意識のちがう農学や地理学における土地分類上の定義を平面的に比較してもあまり意味がないからである。だから他の部門で行われている定義をいろいろと引用して比較することは、農業センサスの定義研究法としては二次的な意味しかもたない。

農業センサスにおける定義の研究は、そのセンサスで「何をとらえようとし、そこから何を読みとろうとするか」という「課題」とのつながりで、いわばそのセンサス体系の中で内的に研究し、その「課題」が論理的にも矛盾なく、実際の適用に当たつても概念の外延が、要求されている範囲の対象をもれなくおおいつくすように良く定式化されているか、されていないとすればどこに欠点があるか、を明らかにするという方法で行うことが基本になると思う。この点を二章の(2)「定義」と「問題意識」の節でとりあげたいと思う。

このような定義研究の方法は、農業センサスの定義をセンサスの体系の内に狭く閉じこめ、他の部門との交流を閉ざすことになるのではないかという批判もできるかと思う。けれどもそれは、定義を作る過程の問題ではなくて、それ以前の、センサスにおける「課題」の中で解決できる問題なのだと思う。つまり、諸科学の方法をセンサスの定義の研究に応用するのは、センサスの課題、その課題によつて規定される調査対象の範囲、調査対象の基本的な性格規定とその統計的な掴み方などの研究の場においてであつて、農業センサスの「定義を作る」過程では、センサス独自の方法がなければならぬという意味である。私には、農業センサスの定義に対して加えられる批判の或るものは、「定義」が定義として一つの命題になつて書かれるまでの一連の過程全体を批判の対象としないで、命題だけをひとり切りはなしてとりあげられているように思う。このような批判は具体的にセンサス体系の中に取り入れることが難しい。なぜならば、センサスの定義批判は、そのセンサス体系の問題意識にまでさかのぼつて行われないと、そのセンサス体系の中で論理的なつながりを失うから、有効にとり入れることが難しいのである。これらの批判が有効に行われるようになるためにも、センサスの「定義を作る過程」の思惟行程を定式化し、客観化する必要があると思う。

註(1) 歴史的に各統計調査の「要求」と「問題意識」とをその社会的背景と統計技術との関連で分析してゆくのは、統計史の仕事である。統計史にはこの種の研究はまだ少ない。原政司氏は「農業統計の成立と発展」(『日本農業発達史』第八卷)で明治前期農業統計史についてこのような試みを行っている。

(2) センサス指導のブロック会議で統計調査事務所の職員から、何を言おうとしているのか分らないような質問をうけることがある。これは、相手の発想法、思考の表現法と、私の方のそれとの間に断層があることを示すものである。このような断層をそのままにしておいて、定義やその解説が、意図通りに伝わるかと考えるわけにはいかない。特に事柄が、社会経済的な

対象にわたることの多いセンサス関係の業務では、起りがちなことである。これは日本社会の重層構造とよばれているものと無関係ではないと思うが、このような断層の存在は、センサスの指導伝達に思つたよりも深い障害をあたえている。この障害をのぞくには、教育（相手を変え）ばかりでなく、相手の発想法に適合してゆくことも研究しなければならないと思う。

二、論理的構造と問題意識

(一) 「定義」の論理的構造

一般にセンサスの定義の研究はどのような分野をふくむかについて考えてみよう。

それは次の四点に要約される。

一、定義の歴史的な変化の研究。各年次のセンサス調査で定義がどのように行われているか、その文献的な整理と、各調査の定義の異同、変化の生じた原因と変化の意義を明らかにすること。これは統計調査を実施する場合の企画・設計・調査に役立つだけでなく、統計の利用者にとつても有用である。

二、併行して行われる統計調査、および外国の統計調査で使われる定義との比較研究。これも一と同じ意味をもつが、利用者の方により役立つ。

三、定義のための基礎研究。例えば「兼業」・「兼業農家」の概念を規定するのに必要な実証的・理論的な研究。もともと概念の定義はその概念に包括される対象（たとえば耕地、兼業など）の本質を明確にのべることであるから、その対象について実証的・理論的な研究にもとづかなければならないことはいうまでもない。これは統計調査の企画・設計にとつて欠くことのできない仕事である。しかし統計調査の定義の観点に立つたこのような基礎研究はこれまで

充分とはいえない。

四、「定義」の論理的な構造。基礎研究を土台としながら、(一)歴史的研究、(二)比較研究を補助的な手段として、統計調査で使われる定義の論理的な構造を明らかにする。この場合には次の節で述べるように、そのセンサス体系の「課題」とのむすびつきにおいてとらえることが必要である。これは統計調査の定義を作る上に直接役立つ仕事である。定義を作ることは統計調査の基本的な仕事の一つであるから、定義の論理的な構造を明らかにする研究もまた統計調査の基礎的な研究の一部といえよう。

定義の「論理的構造」という言葉はこれまであまり使われていないので少し説明を加えたい。

統計で使われる諸概念——「用語」という言葉で言いあらわすならば「統計用語」——は、前にのべたように便宜的に定義されることが少くないが、このように便宜的に定義された用語は概念として普遍性を欠いている。

一般的にいえば、概念を定義するということは、その概念の本質をのべることであつて、その概念に包括されるいろいろな現象に共通な特質を明らかにし、それを論理的に統一された命題で示すことである。論理的に統一された定義をもたない概念は、実際には概念の名に値しないものである。そのような不完全な「概念」が統計用語として使われる場合には、調査の上でも、利用に当つても混乱を生じる原因となる。

農業センサスでは、ある事物は二つ、あるいは三つ…… n 個の概念によつて確然と分類しつくされる。たとえば土地は「耕地」と「耕地以外の土地」に分類され、耕地は「田」・「樹園地」・「普通畑」に分類される。その中間の概念は存在しないし、事実の上で中間の性質をもつ事物もすべてどこかに分類しつくされなければならない。アメリカのセンサスでは調査することを enumerate という言葉でいいあらわしているが、これはセンサス調査の作業の実質的

な内容を良く表現している言葉であつて、センサス調査では enumerate の字義通り count あるいは specify して一つ一つを数えつくさなければならぬ。つまり、特定の条件をそなえた事物（生産物、生産手段、労働力およびその相互の関係）について、一定の領域（たとえば日本の領土）内にある限り、その条件（特性）をそなえたものはすべて調査対象としてとりあげる必要がある。⁽¹⁾

こうして enumerate する場合に上位の概念（たとえば土地）によつて包括される事物は、下位の n 個の概念によつてすべて分類しつくされなければならない。

その論理構造を図式的にいえば、

(一) 矛盾概念としてのべられる場合。すべてのものは「A」か「否A」であるという二者択一の判断が要求される。たとえば、すべての土地は「耕地」と「耕地以外の土地」とに分けられる。

(二) 対立概念としてのべられる場合。すべてのものは A、B、C……N のどれかに分類される。⁽²⁾たとえば、土地は、耕地・宅地・放牧地・採草地、その他の農用地・山林に分けられる。

矛盾概念としても、対立概念としても、定められた概念の外延が接する場所、つまり両者の中間に位置する事物は、その「中間的な性格」によつて分類されるのではなく、それぞれの概念の内包が規定するところにどれだけ近いかによつて、どちらかに分類される。

けれども、土地の現実の利用形態は、そのように明確に分けられるとはきまつていない。

三章でのべるように、「自然の土地」から「耕地」へ、または「農用林野」から「耕地」へ移行の過程にある土地、反対に「耕地」から「自然の土地」へ復元する過程にある土地がある。これらの過渡的な利用形態のもとにある土地

もまた「耕地」か「耕地以外の土地」のどちらかに分類されつくさなければならぬ。そのために土地利用のいろいろな形態を、「耕地である」か「耕地でない」かに分ける限界を明らかにする基準が示されなければならない。それは一般的にいえば概念の内包と外延とによつて示される。

便宜的に「用語」を定義した場合には、この基準が論理的に統一されないから、ある利用形態の土地が「耕地」となり、他の利用形態の土地が「耕地でない」という判断の理由があいまいとなる。そのため耕地の限界があいまいとなり、調査の体系全体の基礎が明確でないものとなりやすい。それは調査を実施する場合に混乱をまねくし、統計の利用上も調査対象が明確でないために統計の利用価値を低くする。そのようにあいまいに定義された「統計用語」は普遍性のある概念とはいえないのである。

ある事物の一つ一つの表象が一個の概念に論理的に統一されるように統計用語の定義が行われるには「定義の論理的な構造」を考えなければならないが、それにはまず現在行われている定義の論理構造を明らかにすることが必要である。

なお初歩的な説明になるが、統計用語の定義は「概念の定義」として行われなければならないという点についてべる。

ここでは「概念」という言葉を慣用に従つて「表象」とは別な意味に使っている。人は、一定の経験をつみあげてそれを材料として経験的な「表象」を作りあげる。けれども、表象を汎山つみあげてもそれだけでは事物の「認識」は得られない。表象の内容が△一定の経験によつて得られた材料である▽という限度にとどまつては事物の本質に関する認識は得られない。「認識」を得るためには、人は思惟の作用を働かせて「表象」を「概念」にまで加工する、

すなわち經驗的材料としてあたえられているものを、対象の認識にまで加工することが必要である。

農業センサスの定義の場合には、対象の認識は、認識一般ではなくて統計調査の観点に立つた、その統計調査の課題に制約された認識である。とすれば、そのような制約された対象認識が事物の統計的方法による本質把握に有効かどうかということが問題となるであらう。

このような制約は実際に存在すると思う。それだからこそ統計材料を利用する場合には、その統計調査の全体系を批判的に検討する必要があるのである。

定義を新しく作る、あるいは作り直す場合にもこの制約は存在する。しかし、それはこの節のはじめに第三点として述べた、調査対象の実証的・理論的研究を経済学・社会学その他の諸科学の助けをかりて行うことによつて、解決してゆくことができると思う。そのような調査対象の研究によつて課題自体が批判され、課題が検討されてより普遍性をもつようになるということである。現在行われている定義も、この方法によつてたえず直していくことが必要である。

統計用語の定義が「概念の定義」でなければならぬということ、つまり定義は統計調査の観点からする事物の本質規定であるということは、別な面から言えば、たびたび述べたように「便宜的な定義」であつてはならないということである。またそれが単なる「語義的な定義」であつてもならないということである。語義的な定義というのは、字引を引けばでてくるような「言葉の説明」を定義として代用したものをいう。語義的な定義は元の概念を単に言いかえたものにすぎないのであつて概念規定とはいえない。歴史的にみると、統計調査の定義は「語義的な定義」からはじまつて、次第に「概念の定義」に近づいてくる。

定義の論理的な構造を明らかにすることは、センサスの企画設計だけでなく、調査の実施にとつても有用である。なぜならば、その統計調査全体の構成、その理論的な前提、それと関連する定義の論理構造が理解されていないために、実施機関では定義の形式的な解釈にもとづく曲解が行われやすいし、そうなると曲解にもとづいた指導がなされるのである。

調査実施機関の担当者が、用語の定義はどのような手続きで行われるか、どのように定義されることが正しいか、という問題をもつていけば、その定義を具体的な事象に適用していく場合に判断をあやまることが少くなると思う。

註(1) もちろんいろいろな社会的制約によつて、調査対象からはずされるものはある。たとえば皇居内の農場、駐留軍の構内で飼育する家畜など。刑務所内の農業生産も事実上調査から省かれる場合が多い。

(2) このように中間にある事物もすべて一定の概念の中に分類しつくしてしまうやり方は、センサスまたはそれに近い大量観察的な統計調査に特有なものであつて、モノグラフ的な実態調査の場合にはあまり問題とならない。モノグラフ的な調査ではいくつかの概念に分類しきれない中間的な事物の存在そのものが意味をもつてることが多い。そのような特殊性、または過渡的な移行の形態をとらえることが必要であり、また可能である。この一見明らかながいが実は時々混同される。実態調査に経験の深い専門家が、センサス調査に要求することの中には、この両者の基本的なちがいを無視したものが少なくない。

(3) 統計の利用者が統計調査の全体系を検討するには、その素材が統計結果とともに公表されていなくてはならない。最近、農林統計の公表刊行物には調査票から手引まで附けて印刷しているものもある。この形は正しい統計利用を可能にするものであつて、すべての発表がこの形をとることがぞましい。

(2) 定義と問題意識

定義の研究は、論理の形式だけを問題にするのではなくて、センサスの体系の中の「問題意識」と定義との論理的

なつなかりを明らかにすることであるとすれば、「定義」と「センサスの問題意識」との関連のし方を考えておく必要がある。

農業センサスの問題意識はどの調査でも明確になつていないわけではない。歴史をさかのぼるほど不明確である。明治、大正期の統計調査の多くは、当時の法令、政府文書、調査項目などから文献批判の方法によつて検討しようや問題意識をさぐりだすことができる。⁽⁴⁾

昭和十三年の「農家一斉調査」になると問題意識は大分ハッキリしてくる。そして昭和十五年の「近藤改正」(近藤康男氏が官房統計課長を兼任して行つた農林統計の大改正をこのようによんでいる)では、改正の意図、目的、方向が近藤康男氏の『農林統計改正要旨』に明確にのべられている。

もつとも、農林統計の新しい企画には、公表文献にのらない企画者の個人的な問題意識がどの場合にも存在するであろう。たとえば「近藤改正」にしても「農業生産力の適確な把握」という目的の外に、調査事項や集計方法から他の野心的な意図をよみとることはできるかもしれない。けれどもそこまで問題にする必要はないと思う。当時の政策上の課題が農業生産力の向上とその阻害要因をとりのぞくことであつたとすれば、昭和十五年改正の問題意識は農業生産力とその向上の阻害要因とを多角的に、統計的に(数量化して)把握しようとするのであつたと理解すれば足りるのである。⁽⁵⁾

ここに生産力の把握といわれているものは主穀を中心とした生産力の把握であつて、農業生産力を統計的につかむ指標の一つとして土地が考えられている。(土地を生産力の指標としてつかむという意味については三章の②でふれる。)

この場合に土地とは主として耕地であつて、林野は、農業経営の内部における林野としてつかまれているのでは

なくて林業統計の対象として別に考えられている。ここでは、農業統計として土地の低位概念は「耕地」と「耕地以外の土地」という二つの矛盾概念でとらえられる。その場合には、耕地概念だけを定義して「耕地以外の土地」は無規定にしておくという定義の方法がとられている。これは昭和二十二年の臨時農業センサス（八・一センサス）まで続いている定義法である。

農家の経営する土地を「耕地」、「耕地以外の土地」という矛盾概念としてとらえるのではなく、耕地、宅地、採草地、放牧地、山林……として、対立概念としてとらえるようになったのは昭和二十四年の農地センサスからである。これは「農用地」という新しい概念の導入によるものであつて、一つには一九五〇年世界センサスに対するFAOの要求に刺戟されたものであるが、もう一方では戦後の畜産、とくに酪農の比重（実態的にも政策的にも）が増大したという事実に対応する新しい問題の擱み方と関係がある。

戦前に耕地が矛盾概念として定義されていたことは、定義の不備というよりも、むしろ林野が日本農業に対してもつ意味が、農業の商品生産の側面よりも自給生産の側面に深いつながりをもつていたためであろう。明治以前には林野と農業経営との間には、水田生産力を維持するための自給肥料給源（入会山の刈敷）としての結びつきがあつた。当時、水田の生産物は表作（米）を貢納に、裏作を自給食料に向けるものであつて商品生産をその基本性格とはしていなかつた。明治以後、米が自作農民（地主手作もふくめて）の商品生産物として展開してくるにつれて、金肥の導入があり、山の水田との密接なむすびつきは薄くなつた。西欧農業のように畜産物の生産が商品生産として大きな比重をもつものとはちがつて山が主に自給肥料給源であつたために、農民の上・中層が山から遠ざかるにつれて「農家の経営地としての山」という考えが薄くなつた。統計で山が農家の経営地に入つていなかつた状態はこのような事

情に対応したものであろう。

戦後、畜産（特に酪農）が日本農業により積極的に導入されるようになると、採草地・放牧地を農家の経営地の中であらうことが要求されてくるのである。（そのことはしかし、現在、耕地の大きさが日本農業の主要な規定要因として、農家の経営規模を表示する最も代表性の高い因子であることを否定することにはならない。⁽⁶⁾）

この戦後の農用地概念の導入は、その直接の契機が何であつたとしても、「土地利用の高度化」という政策的な課題に答えるために、農家の経営地をその利用形態の全体系においてとらえようとする問題のとらえ方と関連しているのはいうまでもない。

註(4) 明治十二年に杉亨二の提案で行われた「甲斐国人別調」は初期のものとしては問題意識が明確である。この調査は農商務通信による調査の範例として指導上に度々引用されている。

(5) 「土地は農業及び林業の基本であり、これら産業に於ける生産力と密接な関連のあるものであるから、精密な調査を必要とするものである。」（近藤康男『農林統計改正要旨』九一頁）（傍点引用者）

「農林統計は農業の生産力を精密に測定せねばならない。肥料の配給に耕地面積、田畑別面積等を利用せねばならないのであるから、現実の土地利用状態を知ることが必要とするので、第一義的調査をせねばならない。」（同書九二頁）（傍点引用者）

(6) これは農業経営の内部で牧草地・放牧地・草刈場 (pasture, grazing, meadow) が有機的に結合されている西欧諸国の農業とくらべればよく分る。たとえば、英国では草刈場や放牧地を耕地とならべて結合させなくては、農業経営そのものが考えられない。英国の農水産業省で作つた『農業経営の型』(Types of Farming) では、第一次分類を Pasture, Intermediate, Arable の三つに分けてゐる。その分類の基準は、農場の経営地面積の中で arable cultivation の土地と permanent grass の土地とが占める割合によつてゐる。(D. Stamp, *Land of Britain*, pp. 299~300)

三、耕地の定義における二、三の問題

前の章までにやや抽象的にのべてきた定義研究の方法を、もう少し具体的な場で展開してみることがこの章の目的である。

(1) 耕地の定義の原型

まえにのべたように統計調査の初期には、主に「語義的な定義」が行われる。明治十年の農産表で耕地の定義に、「耕地ハ現ニ植物ヲ栽培スル所ノ段別ヲ謂フ」(農産表例言)とあるのはその例といえよう。もちろんこの初期の定義にも現在に通じるものがないわけではない。耕地を現状においてとらえる(「現ニ植物ヲ栽培スル……」)というのがそれである。

また、定義のかわりに概念の外延を示すという方法(耕地にふくまれる範囲の土地の例示)もとられている。大正十四年の農林省統計報告規則がそれである。

「耕地には蓮根、慈姑、藷、芹等を栽培したる場所と雖も水田として利用し得べきものなれば、田として計算し、焼畑、切替畑等は畑として計算すべし。耕作道路、水路等は耕地面積に包含せざるも畦畔は之に算入すべきものとす。」(大正十四年農林省統計報告規則様式第一の(注意)二)

これらの初期のものをのぞけば、耕地の定義の原型は昭和四年の耕地調査に求めることができる。この調査は一九三〇年世界農業センサスの準備調査として内閣統計局の手で行われたものである。耕地以外の調査は日本では結局行

われなかつた。

昭和四年耕地調査の耕地の定義は、耕地概念の本質規定の部分と、耕地概念の外延を例示的に示した部分からなつてゐる。まず本質規定の部分を次に抜き書きしよう。

「耕地とは作物の栽培に適し且之を目的とする土地即ち田畑を謂う。而して一定の土地が耕地であるか否かの區別は九月一日午前零時の現況に依つて定めるのである。従つて従前耕耘した土地であつても放任して耕地の体を成さざるに至つたものは耕地ではないが、九月一日午前零時の現況に於て田畑の形態を明に備えて居る土地であれば現に耕耘せられて居なくとも、又現に作物が植付けてなくとも耕地である。」(昭和四年耕地調査、統計集誌第五七六号)

この定義を、耕地の定義の原型であるといふのは、それ以後農林統計で行われている耕地の定義のうち、本質規定に関する部分の主な骨格がすべてここにあげられているからである。それは次の三点に要約できよう。

- 一、作物の栽培に適しそれを目的とする土地である。
- 二、田畑の形態をそなえている土地である。
- 三、現状において田畑である。

この定義は前の章でのべた「矛盾概念としての耕地の定義」であることはいうまでもない。この場合に「耕地」は三つの特性をその内包としてもつ概念として、「耕地以外の土地」から區別される。「耕地以外の土地」は「非耕地」(非A)であつて無規定である。

ここであげられている三つの特定について検討してみよう。

(註一) このような例示的な説明を定義に代えたものは、当面の論点に取つては關係が少ない。しかし、この説明は統計史の観点

からは興味深い。なぜならば、この時期にはじめて統計上、畦畔を田の面積にふくめるといふ統一的な取扱いが示されているからである。それ以前の農事統計では畦畔の取扱いは一定していなかつた。(長沢柳作『産業統計の理論と実際』一〇七頁) 畦畔取扱い方法が不統一であることは、もともと地租改正時の不統一から出発している。この不統一は明治九年十一月の内務省地租改正事務局達によつて一応改められ、畦畔は「本地ノ地積ニ編入」することになつたが、それまで本地の中にふくまれていなかつた畦畔は「券状面外書ニ歩数ヲ登記」することになつた。ここに内畦畔、外畦畔という統計上まことに厄介な慣習を生じることになつた。

大正十四年の取扱い方法改正(畦畔算入に統一)によつて、形式上は耕地面積がそれまでの数字とつながらないという問題がでてくるが、実際の面積の動きを見ると、この改正によつて特に影響をうけたとは思えない。

改正後の昭和一年の数字の対前年増加は一万六千町で田の面積の〇・五％にすぎない。この増加率は前後十年間の普通の増加率であつて、定義の変化が影響したとは思えない。もちろん

大正末・昭和初期
の田の面積の対前
年増加
(千町未満切捨)

年次	増加の	
	前年	比
	増えた	増加の
	面積	田面積
	万町	
農事調査報	大正10	1.1
	11	0.5
	12	1.6
	13	1.6
	14	1.8
規報告 農林省統計	昭和1	1.6
	2	1.1
	3	1.8
	4	4.5
	5	1.2

『累年統計表』より
算出。

郡別統計まで検討しないと確かにはいえないが、当時の調査方法が表式ヒコウシキであつたことを考えると、定義の変更(確定といつた方がよい)は、実際には大した影響を与えなかつたと考えて良いかと思う。現在でもセンサスのたびに「田の面積には畦畔をふくみます」と声を大にして注意しても、なお相当多くの場所で本地面積しか答えないという状態が存在している。

(2) 「作物の栽培に適しこれを目的とする」ということ

耕地の第一の特性として「作物の栽培に適しこれを目的とする」土地であることをあげるのは、どういふ問題意識から発したものであろうか。

私達はその答を、昭和四年耕地調査からはつきりとつかみ出すことはできないが、同じ定義をうけついでいる昭和

十五年の「近藤改正」の中にそれを見出すことができると思う。昭和十五年の改正では、「耕地とは土地台帳面の地名称の如何に拘らず作物の栽培に適し且之を目的とする土地即ち田畑を謂う。」（農林省調査規則夏期調査器具表、様式第二号注意一）と定義されている。これは昭和四年耕地調査と同じである。この改正では近藤教授によつて、耕地面積を測定することが「農業生産力を精密に測定することと關係づけて述べられていることはまえにのべた。当時、農林統計にあたえられた課題が、この「農業生産力を精密に測定すること」であつたとすれば「近藤改正」で耕地定義の要件の第一に昭和四年調査と同じ特性がうけつがれていることは、その課題から出てくる問題に対する答えをこの特性が充たすと考えられたからに外ならないであろう。

たしかに統計上で耕地面積を正確に知ることが必要なのは、耕地が、直接に作物を栽培する、労働対象としての土地だからであつて、その大きさ（面積）によつてわれわれは、他の条件に關する知識を前提として、農業生産の規模の大略をつかむことができる。もつとも、耕地の広さによつて農業生産の規模を知るには土地利用形態を相當に細かくみなければならぬ。それでも水田については一毛田、二毛田の區別によつて大まかに規模を知ることができる。畑は普通畑か果樹園か桑園か茶園かを知ることによつて同じことを知るのである。裏作の作物種類とか、近郊畑作、あるいは低位生産地の水田・畑の問題もあるが、これらは県・郡などでみれば大よそをおさえることができる。けれども、農業生産の規模と農業生産力とは同じではない。では耕地面積を測ることによつて農業生産力の測定を行うというのはどういうことであろうか。厳密に言えば、耕地面積だけによつて農業生産力を測ることはできない。生産力を労働の生産力としてつかむ立場に立てば、生産力の数量的な測定は単位労働日に生産される使用価値量による外ないのである。その場合に原論では特定の穀物に還元して論じられるから理解しやすいが、実際にはいろいろ

種類のちがう生産物について生産力を比較するので、簡単ではない。

問題を理論的に抽象化すれば、生産力は生産活動において、人間労働と人間が利用する自然力・自然物との間の技術的な関係として定義できるから、その具体的な内容は人間労働の熟練と、自然物を素材とする労働手段の発達との結びつきとして考えることができよう。この場合に生産力発展の指標として基本的な意義をもつものが労働手段の発達であることはいうまでもない。しかし、農業の耕種生産では土地の豊度が、労働の熟練と労働手段の発達の外に、生産物量の大きさを規定する重要な要因として存在する。

もし、労働手段の発達が低い段階にあり、労働の熟練は主に手労働の熟練として考えられる状態を想定すれば、土地の豊度が単位面積当り生産物量の大きさに対して決定的な要因となるであろう。また、もしこの場合に土地の豊度の差を無視すれば、土地の広さが、一定の生産物量を保証する、労働の対象的条件の規模として考えることができよう。

このように考えれば、耕地面積の測定を農業生産力の測定と結びつけることはできる。近藤教授の『要旨』の説明では「農業生産力の精密な測定」と「耕地面積の測定」とを直接に結びつけてはいないので、教授がこの両者を仮に等しいものとおいているという断定はできない。ただ、「農業では土地が主要な労働対象で、格別な労働手段はないが……」（前掲『要旨』、六五頁）とあるのをみると、労働手段の発達は低く、手労働に近いという前提があるのである。その場合には耕地の広さによつて農業生産規模の大略を知ることができる。同時に、生産の規模はまた生産物の数量の大きさをも大まかに示すと考えてよいことになるかと思う。耕地の広さが生産力の測定という問題と関係していわれるとすれば、そのような意味で妥当するのではないかと思う。

また、『要旨』には「農業生産力の精密な測定」と関連して、「現実の土地利用状態を知る必要」がのべられている。土地利用の形態を定めるものは、商品生産社会では、社会内の分業の形態であつて、個々の経営にどの土地利用が行われるかという選択、つまり現実の立地は、市場への経済的な距離、自然的豊度、その土地の土壌や気象の固有な特定作物に対する好適条件などであることはいうまでもない。また、商品生産がいろいろな社会的条件によつて制約される場合には、土地所有、共同体的な規制、家父長制による制限などが土地利用の形態にある種の規制をもつともある。これらの複合的なものが現実の社会的生産力の規制要因であらう。

農業センサスで「農業の生産力」という場合には、本来このような社会的生産力を意味するべきものであらう。けれども、昭和二十六年の耕地面積調査で「ここでいう耕地の概念は農業統計を作る立場即ち農業生産力を把握することに主眼をおいて規定づけようとする。……」²⁾といわれている場合にはその「農業生産力」は社会的に規定された労働の生産力であるよりも、むしろ「土地生産力」という考え方が強いと思う。生産力は基本的に「労働の生産力」であるという立場からいうと、土地生産力というのは土地の「自然的豊度」および「資本投下による土地の改良」との合成としてあらわれる単位面積当りの生産物量ということに外ならない。ここで「農業統計を作る立場」といわれているものは、正確に言えば「農業生産統計を作る立場」と言つた方がよいと思う。現在、耕地調査を行つている統計調査部作物統計課の仕事は農業生産物と耕地面積とを測ることであつて、この「目的」もそのような立場を示している。その立場は耕地調査の「耕地の定義」にもあらわれている。³⁾従つて、ここでは農業生産力を「耕地」と「生産物量」との関係において、いいかえれば「土地生産力」としてつかもつという観点がでてくるのである。これは、農業センサスの観点とはかなりちがつている。農業センサスでは、農業生産力の構成要因としての労働手段、および農業

生産力を規制する社会・経済的要因、を同時につかまうとするから、同じ耕地を対象としていても作物統計における耕地調査の耕地概念とは少しくいちがつている。⁽⁴⁾

以上にのべたことは、「作物の栽培に適しこれを目的とする」という命題を問題意識の観点からとりあげたものであるが、さらにこの命題自体を少し検討してみよう。

この定義は正確にいうと、このままでは明確さを欠いている。たとえば、新しく開墾した畑であつて、調査時期にまだ作付していない土地が、耕地にふくまれるかどうかということが不明確である。冬期にセンサスが行われる場合にはこの問題が必ずでてくる。この新しく開墾された土地が播種できる状態に整地されていたとしても、この土地が春になつて実際に作付されるかどうかは、経営の諸条件、すなわち営農資金の調達、種子や肥料の手当、労働力の状態（たとえば有利な兼業の働き口がみつかる）によつてきまるのであつて、この土地が必ず次の生産年度あるいは将来の農業生産行程に入るといふ確証はないのである。戦後の開拓地には実際にこのような問題があつたと思う。

「農業生産力を精密に測定する」ということの実質的な内容を、さきのべたような意味のものとすれば、このように開かれただけでまだ作付されていない土地、つまりまだ農業生産の行程に実際に入っていない土地は耕地に入れない方がよい。一九五〇年センサスでは、まだ作付されていないものは耕地にふくめないことを明記している。⁽⁵⁾

しかし、「作物の栽培に適し、かつこれを目的とする」という定義からはこの判断はでてこない。また次にのべる「現況で田畑の形態をとつている」という定義からも同様にこの判断はでてこない。なぜならば、そのような整地までされた新開墾地は「作物の栽培に適しそれを目的としている」し、また「田畑の形態」をもつているからである。これらの条件は、耕地であること〴〵の必要条件ではあるが充分条件ではない。ここに、農業の生産行程に実際に

入つた土地」という条件が加わることによつて充分条件がみたとされると思う。この条件が加わることによつて、まだ作付されていない開墾地は「耕地」に入れまいという判断が容易に出てくるのである。

逆に休閑地や「耕作放棄の田畑」の一部が耕地に入るのもこの条件によるのである。休閑地はすでに農業の生産行程に現実に入つている土地を、豊度を維持するために一時的に生産を休むものであるし、耕作放棄の田畑は、同じよう一度農業生産の行程に入つていた土地を何かの理由（災害、農産物の価格変動、労働力の不足など）によつて耕作を中止しているもので、現在（この生産年度）には生産行程に入つていないが、将来、災害の復旧、農産物の値上り、家族労働力の正常化などによつて再び容易に農業生産の行程に入ることができるような土地である。もし、耕作が永く放棄され、作物の栽培に適する「ような状態」でなくなつたものは、「耕作放棄の田畑」とはならず「荒地」となる。つまり、休閑地や耕作放棄の田畑はすでに農業生産行程に入つていて、ある年度だけ直接の生産行程から除かれたものなのである。それがまだ作付されない開墾地とのちがひである。

なお、焼畑、切替畑の場合にも、作付を中止して放棄する土地や植林または天然林とする土地は、やはり広い意味で豊度の維持を目的としている。けれどもこのような土地は「耕作を放棄している耕地」には入らない。それは農業の再生産の行程において占める位置が、時間的にも、経営技術的にも休閑地とはちがうし、作付をしない期間はもう「作物の栽培に適する」という状態にはないからである。スコットランドでは三カ年は作物を植え、三カ年は草地にするという六年輪作がほとんど標準的な農法となつているが、これは耕地にあつかわれている。イングランドとウェルズでは三年間以上草地となつている場合は草地とし、三年以内のものは temporary とみとめて耕地にしてゐる。⁽⁶⁾

以上のべたことをまとめると、耕地の定義として「作物の栽培に適しこれを目的とする」という命題を論理的に整

理すれば、耕地とは、(1)農業の生産行程にすでに入っている土地であつて、(2)作物の栽培が直接の目的となつている土地、言いかえれば作物栽培部門における労働対象となる土地で、(3)直ちに生産行程に入れる労働対象としての条件がそなわつている、すなわち人間労働を加えたことによつて作物の栽培に適するようになってゐる、または容易に適するようになる土地、ということができよう。

註(2) 「昭和二十六年耕地面積調査要綱における耕地の定義について」、昭和二十六年六月三十日通達、二六政統部第六七六号 〇一。

(3) 二十六年耕地調査では「耕地は土地である。即ち作物立地として面積と沃度を有しなければならぬ。水耕や池沼で作物を栽培してあつてもこれは耕地ではない。」とされている。この場合に「土地」という言葉によつて定義の執筆者は土を表象しているようである。なぜならば、この説明のあとに「畦畔は通常土地であるが、必しも土地である必要を要しない。例えばコンクリートの畦畔もありうる。」とのべているからである。しかし、「土地」は経済学では土でないことはいうまでもなく。

(4) たとえば、農業センサスでは農業生産としての植物の肥培管理が行われる場所は、その形態が池や沼であつてもこれを耕地としている。従つて、はす、せり、わさびなどが沼、池、川などの形態のところ栽培されていても、肥培管理される限り耕地となる。しかし、耕地調査でも、はす田、わさび田などを「特殊田」として実質的には耕地に加えている。従つて、註2で示した耕地の定義からはずれたものも、耕地調査(作物統計)では実際のあつかいでは耕地としている。

(5) 一九五〇年世界農業センサス「基本調査の手引」二九頁、三九頁。

(6) D. Stamp, *ibid.* p. 27.

(7) ここで土地を労働対象といつたのは次のような理解にもとづいてゐる。すなわち、生産の行われる諸条件は人間労働力の立場からみれば、(1)人間労働力、(2)労働力が働きかける対象的諸条件、つまり労働対象、(3)労働力が労働対象に働きかける場合に、人間の手の延長として、対象との間に差入れる諸要具、つまり労働手段、によつて構成される。労働対象と労働手段とは、生産物の観点からみれば、「生産手段」として一括してとらえることができる。土地はこのような意味で、労働対

象であり、従つて生産手段である。しかしこの規定にはなお問題があるが、ここではふれない。

(3) 田畑の形態をそなえていること、および現状において田畑であること

耕地が、現に田畑の形態をそなえている土地であるという命題は同義反復にすぎないとも考えられよう。なぜならば耕地とは田畑の別称に外ならないからである（「田畑ノ称呼ヲ墾シ耕地ト唱フベシ」明治五年九月大蔵省達）。そこで、耕地が「田畑の形態をそなえる」という定義がどういう意味をもつかを考えてみなければならぬ。

誰がみても一見田畑であるものは、別に定義をもちださなくても耕地であることは明らかである。ところが中にはその限界の明らかでない土地もある。具体的な例として昭和四年調査の耕地の定義の後半、すなわち耕地概念の外延を例示的に示したものを引用してみよう。

「なお、耕地たるか否か紛れ易いものであつて耕地と認むべきものを例示すれば次の通りである。

一、焼畑、切替畑。〔附註は略する〕

一、休閑地。

一、労力の不足、灌漑水の不足、係争等の為に作物を栽培しない土地。

一、河川、湖水又は海辺の一部を利用して耕作せられて居る土地。

一、わさびを栽培する流水地。

一、蓮根、くわい、い、せりなどを栽培する場所であつて水田として利用することのできる土地。

一、苺、その他園芸作物を栽培する石垣畑。

一、温床。

一、耕地整理中の耕地。」

これらは(1)土地の利用形態が自然の状態から耕地へと移行の過程にあるもの(焼畑、切替畑、河川敷地など)、(2)耕作を中止中のもの、(3)特殊な栽培形態のもの、の三つに分れる。すなわち、耕地が「田畑の形態をそなえる」という条件が特に明示される必要がある場合は、これらの「紛れ易いもの」の場合であるから、「現況において田畑の形態をそなえる」という条件は、耕地概念の外延を明確にするための条件なのである。

「現況において田畑の形態をそなえている」というのは、「作物の栽培を目的とし、これに適する土地」という第一の条件をその具体的な形態において示すものであつて、近藤康男氏が耕地の範囲を示す条件として、「現実の「土地の「引用者」状態が直ちに作物の作付、果樹其他の栽培に適する状態なりや否や」⁽⁸⁾によるといつていられるのもこの意味であらう。

耕地は、人間が自然に働きかけて、自然本来の状態(第一次自然)を、加工を加えて作物の栽培に適するような状態に改変した状態(第二次自然)であるから、この両者の間の移行の過程にある土地、および復元の過程にある土地が、「紛れ易きもの」として問題になる。

移行の過程にあるものには、(A)山桑、山の栗林、山茶などのように土地そのものには労働が加えられない場合、(B)焼畑、切替畑、河川敷地や条件の悪い新墾地などのように土地に対して労働は加えられるが、自然条件のきびしさとそれを克服する技術水準が低いために、耕地としての形態が定まらないで不安定である場合、とがある。

その場合、(A)のように土地そのものに労働を加えないで、自然生の植物体に若干の労働を加える(肥培管理)場合

にも、その土地を耕地としてよいものかどうかには問題があろう。耕地調査(二十六年)では「野生のもののかく自然発生的のものは、若干の肥培管理を行つた場合といえども作物としない。従つてその栽培地は耕地としない」⁽⁹⁾とあり、一九五〇年センサスでは、このような土地を耕地とすることかどうかは「肥培管理が行われるかどうか」によるとし、山の粟の「下刈りが行われる程度でも果樹園に計上する」としている。このちがいは、さきにのべたように作物統計では作物の生産物量をつかむことを主要な目的とし、農業センサスでは「農業」に分類される経済活動をとらえることを目的とするというちがいがいから生れたものであるが、それでもセンサスにおける取あつかいは、耕地概念の外延をひろくとりすぎているように思う。

概念の定義では、内包をせまくとるほど外延はひろがるという論理学の法則があるが、センサスのこの取あつかいは明らかに耕地の本質規定に不十分な点があることを示している。農業センサスでは、「農業」の定義を三つ(作物の栽培、家畜の飼養、養蚕)にわけ、作物の栽培については「農業センサスでは作物の肥培管理をすることを作物の栽培といつて農業の範囲に入れる」とし、「肥培管理というのは、ここでは作物の播種から成育の間にきまつた人間の労働を加え、その植物の成長を助けるに必要な作業を行つて手入れをすることを意味する。」と定めている。ここでは、「農業」という経済活動を他の産業から区別するための基準を明らかにしたものであつて、「林野副産物採取」に分類される「自然生産物の採取」と、「農業生産」に分類される「労働過程を通つた生産物の採取」とを区分することが目的であつた。もともと山桑、山茶、山の栗林などは産業としての農業がまだ採取産業から分化していないままに商品経済にまきこまれた状態である。この原始的な形は、いま一般に成立している日本農業の生産形態からいえば特殊なものであるが、地元農家にとつては重要な収入源となつている。私はこのような経済活動を「産業分類」の問題

題として「農業」に入れることは差支えないと思うが、その土地を耕地とすることには疑問がある。耕地としては、土地に対して人間労働が加えられ、その加工の結果としてそれが栽培に適するようになった土地をとるのが正しいと思う。未分化の原始的な経済活動は農業部門の中の特殊なものと規定して、その土地を耕地としないでもさしつかえあるまい。現在でも天蚕の飼育は農業に分類されるが、天蚕飼育に必要な広い灌木林は耕地とはなっていない。

一九五〇年世界センサス以来（むしろ二十四年の農地センサス以来といった方がよい）、センサスでは「耕地の定義」というものを行わないで、田、畑、樹園地などを個別に定義してその合計を耕地とするという方法をとっている。これは農用地概念の導入によつて、従来慣用されてきた矛盾概念としての耕地の定義の方法では不充分であることが自覚されて、無意識のうちに耕地の概念規定をさけてきた結果であると思う。そのために、耕地概念の内包と外延が不明確になり、ある種類の土地は便宜的に畑に入れられるということになつてゐる。やはりセンサスの問題意識に立つて、明確で、より広い内包をもつた耕地の定義を定式化しなければならぬと思う。

不安定な耕地についても定義上の欠陥があらわれている点がある。

海浜の耕地で年々面積を変ええるもの、水路河川敷を耕作している場合などの外に、水利不安定田、傾斜畑などで不利な自然条件に対して防禦が著しく不完全である場合には、耕地は不確定なものとなる。それは、このような土地が個人の方で開田開畑されるためであつて、自然の克服が社会的ではなく、個別に行われる場合にこのような不安定性が永続する。

一般に開墾が行われるのは、農産物価格の高騰、社会的な技術（開墾技術）の水準、土地所有の条件、によつて規定されるが、日本の農家の自給食料生産のための開田開畑は価格変動や技術水準とは必しも関係しない。それは一定

の「農産物価格のもとで経済的に成立しうるいわゆる耕境のもつ豊度以下の土地」であつて、「経済的に開墾された」ものではない⁽¹¹⁾。このような sub-marginal な土地は裸の手労働で個人的に開かれるのである。従つて自然の暴力に対する装備に欠けている。不安定の原因の一つは、いふまでもなく日本のモンスーン気象であつて、夏期の高温・多湿は雑草を著しく繁茂させて数年の耕作放棄が耕地を荒地と化する。風水害など自然の破壊力の粗暴は裸の手労働による「加工された土地」を容易に元の自然状態に復元する。耕地に投下される資本は、世界商品としての規模と安定をもたない米作中心の半自給的零細耕作の下で、固定的・耐久的な設備として自然に対抗するに余りに僅少である。

このような零細投資の弱さは個別投資の部分ばかりでなく国の公共投資にもあらわれる。農業生産に向けられる国の投資のうち、補助金として支出される金額の多くは、現実に農業生産の固定設備となるよりもむしろ流通費用として消え去る部分が多く、固定設備となる部分も著しく細分化されることは戦前の資料について近藤康男氏が証明しているが、最近でもその傾向はあらたまつていない⁽¹²⁾。

このような点からみて、不安定な土地利用のあり方が現在広い範囲で存在理由をもつことは事実であるが、そのすべてを「耕地」と考えるべきかどうかはまた別な問題である。

一九五〇年センサスでは「水路や河川敷を開墾して耕作している場合は耕地とみるか」という問に対して「利用の状態から見ると耕地であるがかような不安定なものは耕地とみないで『その他の土地』に入れる。これは水路、河川敷は本然の形態は耕地ではなく、不安定ながら一時的に利用しているからである。」という答をしている。例外として「ふだんの流水地点より離れていて増水した場合でもその害を被らない耕作地で、田畑の形態をなしていて作物の栽培を常態としているものは耕地としてとる⁽¹³⁾」としている。これはたとえば富士川下流の河川敷にあるみかん園のよ

うなものをさすのであろう。

ところが、昭和三十年臨時農業基本調査では、「堤外地にある畑で毎年出水の危険のあるものは、不安定ですからこの項に入れます」として、「焼畑、切替畑、不安定な堤外地」の欄をもうけ、耕地の中に入れて⁽¹⁴⁾いる。すなわち、ここでは河川敷地の不安定な田畑は耕地となつてゐる。

このように同じセンサスで差異があるのは、不注意による誤りというものであろう。一九五〇年の質疑応答における取あつかいが忘れられて、格別の理由づけもなく別の扱いが行われたのである。河川敷地の不安定な畑を耕地とするかどうかはそれ自体大した問題ではないが、扱いが一貫しない部分を生じてくるのは、やはりセンサスの定義に論理的に弱い部分、すなわち便宜的に定義されている部分があるからであらう。

(8) 近藤、前掲『要旨』九三頁。

(9) 前掲「昭和二十六年耕地調査」質疑応答。

(10) 一九五〇年世界農業センサス『農業事業体の手引』一三頁。

(11) 加用信文「農業に於ける土地の経済的意義」(『本誌』七卷二号)

(12) 近藤康男『農林補助金の性格』昭和十六年。

(13) 「一九五〇年世界農業センサス基本調査」、質疑応答。

(14) 「昭和三十年度臨時農業基本調査」、農家調査の手引。

四、おわりに

以上にのべたことは、問題の提起であつて解決とはなつていない。けれども、私はこれらの問題について急いで解

決をするだけの具体的な材料が現在ではまだ不足していると思う。たとえば、D・スタンプが一九四七年に行つたような（「Land of Britain」）土地利用の総合的・分析的な整理はまだ日本では行われていない。素材はないわけではないがその総括的な整理がないのである。そのためある地帯、あるいはある地点にどのような土地利用が行われているかということは分るが、その土地利用がどのような歴史をもち、どのような社会経済的条件と関連しているかを、全国的な視野から、しかも局部まで入つて見わたすことができない。最近は酪農の発達と関連して、牧野という形の土地利用をとらえることに関心が向けられはじめているが、ここでも同じような欠陥が問題の統計的な把握を困難にしているように思う。土地利用形態の分類、その概念の定義はこのような総合的な整理と分析の上にたつてはじめて完全に行えるもので個別的な経験の積み重ねや、直観にたよつて机上で割り切ることでは解決できないと思う。

従来、定義を作る作業はもつぱらこのような個別経験や直観と、若干の理論とを単純に結びつけることによつて行われてきた。直観は理論的構成の出発点として、研究する人の内的経験としては貴重であるが直観＝理論ではない。それは論理的に構成され直さなければならぬ。充分な実証的、論理的な裏づけがなく、ただ一定の現象と、一定の一般原理とを直観的にむすびつけて特定の判断を下すという方法は、これまで日本の農村問題研究にかなり広く行われたやり方のように思うが、同じことがセンサスの定義でも行われていると思う。このような問題の研究方法は論者の直観的理解をそのまま相手に強制するという仕方ではか相手に伝わらない。論者はこれによつて現象の本質を明らかにしたといつても、相手は、論者が一定現象を一般原理と結びつけるテクニクを見せられただけで、現象の内的な論理の理解にもとづく共通の理解は得られない。極端にいえばそこでは相手は論者のいうことを信じるか信じないかの選択しか許されない。同じことが農業センサスの定義についてもいえると思う。だから、土地分類にかぎらず、

センサスの定義はすべてもつと具体的な材料をつみあげ、体系的に整理することの中から作り直される必要があると
思う。

この小篇でのべたことは、そのような作業の前準備となる初歩的な事柄にすぎない。

(研究員)